

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

32

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

国税連携システムによるデータ送信方法の見直し

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省、財務省

求める措置の具体的内容

所得税の申告情報が地方団体へデータ送信される国税連携システムについて、電子申告(e-Tax)データについても書面申告したデータと同様に、税務署で処理した後のデータが地方団体へ送信されるようにするなど、国税連携システムのデータ送信方法の見直し

具体的な支障事例

国税連携システムにおいては、納税者が電子申告(e-Tax)を行ったデータが各地方団体のサーバへ自動的に送信される仕組みが採られており、都では個人事業税の課税事務で活用している。

しかし、納税者が送信した誤った申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合、地方団体には「削除された」という情報がデータ送信されないため、有効な申告であると判断し、本来、課税してはならない者に対し誤った課税が行われてしまうおそれがある。

また、納税者が本来申告すべきでない税務署へ電子申告(e-Tax)した場合、正しい税務署へ申告情報を移す移送処理が税務署間で行われるが、地方団体へは「移送処理した」というデータが送信されないため、有効な申告であると判断し、他の地方団体からも二重に課税されてしまうおそれがある。

そのような事態を防ぐため、都では、送信されないデータを各税務署から紙媒体で提供を受け、当初申告時に自動送信されたデータとの突合作業を行っているが、約4ヶ月の作業日数や費用負担が発生している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

データ送信の方法を見直すことにより、二重課税等の課税誤謬が減少し、税制度に対する納税者の信頼を高めることができる。また、地方団体においては、不要な調査事務が減ることで事務の効率化が図れるとともに、公平・公正な課税事務の遂行を実現することができる。

根拠法令等

所得税申告書等の地方団体への電子的送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日付総税企第72号 総務省自治税務局企画課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、大田原市、柏市、新宿区、江戸川区、神奈川県、静岡県、兵庫県、久留米市、筑紫野市、延岡市、沖縄県

○本県でもこれまで削除されたデータを基に課税したケースはほとんどないが、移送による二重課税はまれに

発生している。納税者からの問合せがないと把握できない状況で有り、適正な課税事務をするためにも提案内容については必要と考える。

各府省からの第1次回答

e-Tax で提出された申告書データ等の地方団体への送信タイミングについては、開発当初の検討の中で、早期処理の観点から納税者が送信し正常に受け付けられた時点でデータ連携を行う仕様としたという経緯がある。

仮に、「税務署で処理した後にデータ連絡」する方式に変更した場合、地方団体側への送信時期が遅れることとなるため、データ送信方法の見直しについて、地方団体側の意見が集約されることが必要。

システムの改修等の対応については財務省において検討されるものと考えているが、総務省としても、現在地方団体が行っている地方税事務の処理に支障をきたさないような見直しのあり方について、地方団体の意見をよく伺ってまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

申告書データ等の地方公共団体への送信のタイミングを早期処理の観点から納税者の送信時とした経緯は承知しているが、二重課税の恐れといった当初想定されていなかった支障が生じており、課税に正確を期すことこそが重要であることから、今回送信方法の見直しを求めているものである。

送信方法については、例えば、現行のデータ送信はそのまま残しつつ、税務署で処理した後の適正なデータを別途送信することや、税務署で削除したデータを別途送信することなども考えられる。

各府省の回答のとおり、地方の意向確認を早期に実施していただくとともに、それを踏まえた具体的な検討スケジュールについてもお示しいただき、提案の実現に向け取り組んでいただきたい。

なお、システムの見直しに当たっては、国税連携システムの開発・運用主体である一般社団法人地方税電子化協議会だけでなく、地方公共団体が参画する検討会を設けるなどして意見を聞き、地方公共団体の事務処理に支障をきたさないような見直しを行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

神奈川県としては、課税の事務処理をできる限り迅速に行う必要があるため、e-Tax で提出された申告書データを地方団体に送信するタイミングは現行どおりとしていただきたい。

また、個人事業税の課税事務を適正に行うため、地方団体に送信される申告書データに次の情報を連携するよう求める。

- ・e-Tax で提出された申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合における当該削除情報
- ・本来申告すべきでない税務署に e-Tax で提出された申告情報を移送処理した場合における当該移送情報

【静岡県】

本要望の主旨は「税務署で処理した後にデータ連絡」することではなく、書面申告データと同様に、「削除された」及び「他の税務署に移送処理した」などの税務署処理後のデータを別途提供することであり、これについては他の地方公共団体も支障はないと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、データ送信の遅れが生じることには、留意されたい。

各府省からの第2次回答

国税連携システムを運用している国税庁及び地方税電子化協議会と地方団体が参画する検討会を設けるなどして、地方団体の意見をよく伺って参りたい。

同システムのスキームについて変更する場合、システム改修内容によって検討や改修にかかる期間が異なってくるため、今後のスケジュールについては、ご提案の内容も踏まえ検討の場で協議を行う必要があると考える。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【総務省】

(3)地方税法(昭 25 法 226)

所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、税務署で処理した後のデータの送信方法等を見直すことについて検討し、平成 29 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:財務省)